

令和6年度 上期 市長と語ろう会

(地域団体向け)





目次

- I 子育て支援の充実・・・・・・・・・p.1
- Ⅱ 教育施策の充実 · · · · · · · · · p.16
- Ⅲ 健康増進・福祉の充実 ・・・・・・p.20

[子育て支援の充実

課題

◆少子化の進行

◆児童虐待相談対応件数の増加



全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会の実現

I 子育て支援の充実

方 針

「こどもを産み育てたい、こどもがここで育ちたいと思うまち『ちば』の実現」を基本理念に、すべてのこども・若者や子育て家庭を対象として、妊娠・出産期から切れ目のない支援を推進するため、以下の施策に重点的に取り組む。

- ◆ライフステージを通じた各種こども・子育て施策の展開
- ◆保育所待機児童解消など子育てと就労が両立できる環境の整備
- ◆幼児教育・保育等の更なる質向上に向けた取組み
- ◆増加する児童虐待への迅速・的確な対応
- ◆こども・若者の社会参画のさらなる推進

妊娠期・産後の支援

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

エンゼルヘルパー派遣

• ヘルパーを派遣し、妊娠中・出産後の身の回りの世話や 育児を援助し、子育てを支援<u>(R6から多胎世帯は半額)</u>

産後ケア

• サポートが必要な母子を対象に、助産師が心身のケアや育児 指導(R6年度から訪問型の対象を産後1年未満の母子に 拡充)

病児·病後児保育

病気回復期等の児童を医療機関併設の保育施設で お預かり。

公立保育所での休日保育開始

• ニーズの多様化に合わせ、公立保育所での休日保育を開始

子ども医療費助成の拡充・給食費無償化範囲を拡大

- 2024年8月から高校3年生相当年齢まで対象拡大、小学4年生以上の通院に係る保護者負担額を引き下げ
- 第3子以降の給食費無償化を県に先駆けて実施

産婦健康診査費用助成

 産後うつの早期発見のため、産後1か月 頃までに医療機関で受診する産婦健診 の費用を助成(2023年10月から) (助成額 5,000円/回 2回まで)

先天性代謝異常等検査

- 新生児の先天性代謝異常などについて、早期発見・早期治療のため、2024年3月から新たに2疾患を検査対象に追加
- 【追加となる疾患】SMA(脊髄性筋萎縮症)SCID(重症複合免疫不全症)

待機児童の解消 ①

保育受け皿の大幅拡充により待機児童を削減

5年連続 待機児童ゼロ達成!



待機児童の解消 ②

民間保育園等整備

- 千葉市こどもプラン(第2期) (計画期間 2020年度~2024年度) に基づき、 保育需要の動向を見極めながら施設整備を着実に実施
- 2024年度は、直近の保育需要の水準に見合った整備量として、**790人分**の受け皿を整備予定

【保育所等入所者数と保育の受け皿確保の推移】

年度	2022年度	2023年度	2024年度
保育所等入所者数(対前年度)	17,842人 (+155)	18,006人 (+164)	18,957人 (+951)
保育の受け皿確保数	523人	467人	790人

主な取組み

- 認定こども園移行(増設・改修等)・民間保育園整備(新設・定員増に関わる改修)に 対する補助
- 民間保育園整備に係る賃借料を補助(開園前・開園後)
- 期間限定保育(※)を実施
 - ※新規開設の認可保育所等で保育室の空きスペースや保育士に余裕がある場合に、 保育所等の利用ができない1・2歳児を1年度間限定でお預かりする事業

幼児教育・保育のバージョンアップ宣言



バージョンアップ宣言とは…

「千葉市こどもプラン」における幼児教育・保育等の質の確保・向上に係る取組項目を推し進め、幼児教育・保育の質のより一層の向上を図るため、現在の取り組みに加え、更なる質向上策に取り組むために、2023月3月に策定

幼児教育・保育人材支援センターの開設

幼児教育・保育人材の資質向上、離職防止のための研修拠点、相談拠点機能を担うため、2024年4月に開設

- 研修拠点機能・・・保育士等がキャリアパスに応じて受講すべき研修体系を構築し、研修の意義を明示しながら受講勧奨を行う。
- 相談拠点機能・・・幼児教育・保育分野に精通 した常駐相談員を配置し、市内の保育園等に 勤務する職員からの保育内容や職場での気に なることなどの悩み、相談を受付ける。

公立保育所での主食提供

- 保護者の負担軽減を図るため、2024年10 月から段階的に公立保育所での3歳以上児 への主食提供を実施
- 2024年度は27か所の公立保育所で実施

幼児教育・保育人材の確保

・月額3万円の給与の上乗せ助成、月額6万3千円の家賃補助など

医療的ケアを要する児童の受入体制確保

・公立保育所における医療的ケア対応看護師の配置

公立保育所での休日保育

・2023年10月から幸第一保育所で実施

民間保育園等巡回指導

・助言・指導を行う巡回指導員を配置

園によるおむつ処理

・使用済み紙おむつの廃棄等の費用を補助

キッズゾーンの整備・キッズガードの配置助成

・駅周辺に「キッズゾーン」を整備、園外活動を見守る 「キッズガード」の配置を助成

幼児教育の推進(幼児教育と小学校教育の接続の強化)

市内の全ての幼稚園・保育所・認定こども園の子どもたちが、小学校との円滑な接続を意識した質の高い幼児教育を受けられることを目指し、これまでに以下の取組みを実施

アプローチカリキュラム(※)の作成普及

- カリキュラム作成の手引きを作成し、全園に配布
- カリキュラムの実践をまとめた事例のホームページ公開、発表会開催 など

※就学前の子どもたちがスムーズに小学校の生活や学習に適応し、幼児期の学びを小学校の生活や学習に生かせるように工夫された5歳児後半のカリキュラム

幼稚園、保育園等と小学校の連携・交流活動の普及・定着化

- 幼稚園・保育園等と小学校の子どもを中心とした交流活動の定着化・活性化
- 幼稚園・保育園等と小学校の教職員同士の意見交換、授業・保育参観等の実施

家庭と保護者に対する啓発・支援

幼児教育における家庭と保護者の役割、小学校入学に向けた家庭生活での留意点等に関する パンフレットの配布や講演会の開催

こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業

事業概要

2024年新規

就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」を 7月から試行的に実施します。

- ・ 利用対象者 …保育所等に通所していない 0 歳6か月~満3歳未満児
- ・ 実施対象者 ・・・保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、 地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等で適切に事業を実施できる と市が認めた者
- ・ 利用時間 …一人当たり「月10時間」を上限
- · 保護者負担額…300円/時間
- 事業実施期間…2024年7月~2025年3月まで(予定)



放課後児童の居場所づくり(子どもルーム)①

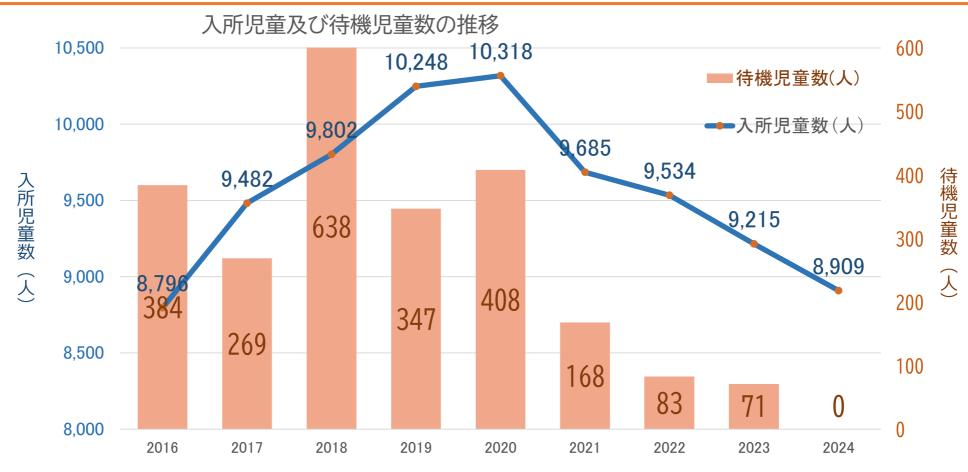
子どもルームの入所・待機児童数の推移 (毎年4月1日現在)

受入枠の拡充の取組み

積極的な施設整備・・・待機児童増加に伴い千葉市こどもプラン(第2期)に基づき受入枠を拡充

指導員の人材確保・・・公設子どもルームの民間事業者委託など運営の多様化を推進

待機児童数 2018年:638人→2024年:0人



放課後児童の居場所づくり(子どもルーム) ②

子どもルームの整備

待機児童解消に向け、子どもルームの整備を実施

・学校施設の活用(2024年度開所分):7か所(198人分)



夏季休業期間限定ルームの開設

特に利用ニーズの多い夏季休業期間に、「夏季休業期間限定ルーム」を開設し、受入れ枠を拡大

・実施箇所:2023年度:5か所 → 2024年度:7か所

民間事業者が設置する子どもルームの利用促進

公設子どもルームと同様に、低所得世帯及び多子世帯への利用料を減免する事業者に対し、2024年度から新たに補助を実施



子どもルームに学習用Wi-Fiを整備

児童がギガタブを活用して学習ができるよう、2024年度中に校舎外のすべての子どもルームに インターネット環境を整備

・2023年度:30か所 → 2024年度:93か所

放課後児童の居場所づくり(アフタースクールへの移行)

第2期千葉市放課後子どもプランの策定(2023年3月)

千葉市の放課後施策を総合的・計画的に推進する体制を改めて整備するため、 2023年3月に「第2期千葉市放課後子どもプラン」を策定



アフタースクール運営

児童の放課後における安全・安心な居場所と多様な体験・活動の機会を提供するため、 当面導入が困難な一部の学校を除く全校へのアフタースクールの導入を目指す。 2023年度以降は年10校ずつ拡充し、2030年度までに98校への導入を完了。

放課後子ども教室運営の民間委託

アフタースクール導入が当面困難な学校(9校)について、放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、民間事業者による企画運営をモデル実施2023~2024年度に1校でモデル事業として実施し、2027年度までに残り8校へ展開

放課後子ども教室活動支援

アフタースクール導入が2028年度以降となる見込みの24校について、放課後子ども教室の安定的、継続的な活動機会を確保するため、総合コーディネーターによる活動支援を実施2024年度は19校に支援を実施し、2027年度までに24校に支援を提供予定

第2期こども未来応援プラン(子どもの貧困対策推進計画)の推進

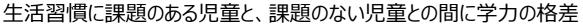
第1期計画における課題を踏まえ、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのない 社会の実現に向け、子どもの貧困対策を推進するために策定 市の子どもの貧困対策に関する事業を体系的に整理



主な取組み



① 生活自立・仕事相談センターに子どもナビゲーターを配置



- ⇒基本的な生活習慣の改善を働きかけるとともに、必要に応じて教育センター、児童家庭支援センター、 学習支援事業など適切な支援機関につなげる
- ② ひとり親家庭へ学習塾費や習い事費用などを助成(2019年8月~)

経済的理由で学習塾などに通えない子どもたちのために、民間の学習塾や習い事などに使えるクーポンを交付生活保護世帯又は児童扶養手当全部支給世帯の小学5・6年生が対象

生活保護受給世帯等に対する学習・生活支援

生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の中学2年生及び3年生を対象、高校進学のための学力向上を目的とした学習支援や生活習慣の改善を図るための生活支援を実施。また、中学1年生がいる生活保護受給世帯へ学習意欲向上に向けた啓発を実施。

児童虐待防止

児童相談所の体制強化

1 専門職員の増員

児童福祉司数 2023年:70人⇒2024年:75人 児童心理司数 2023年:25人⇒2024年:37人

2 児童相談所の2所化

- ◆2022年度「東西2つの児童相談所」体制スタート
- ◆一時保護所を併設する新・東部児童相談所を整備 (2029年供用開始予定)

3 一時保護体制の強化

- ◆一時保護委託先の増(里親・施設など、より子どもに合った保護体制の確保)
- ◆学習機会の充実(学習用タブレットなどの導入)

地域での見守り・支援の強化

~子ども家庭総合支援拠点の設置~ (2024年4月 全区設置完了)

- ◆児童虐待の防止や在宅支援の強化が目的
- ◆子どもとその家庭及び妊産婦等が対象
- ◆地域の保育所・学校や医療機関などと福祉 サービスを結び付けていく中心機能としての役割

【設置の効果】

●虐待リスクに応じた支援体制の構築

養護教育センター、

こども発達相談室を

発達障害者支援センター、

新・東部児童相談所と一体的に整備

子どもの発達に係る支援体制の充実を図る

- ・児童相談所はハイリスク案件に特化
- ・地域に身近な区の支援拠点は、一時保護を必要としない場合など、 在宅支援が可能な家庭に対応

●要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童の支援方針を決定する会議の回数増で保育所・学校や医療機関などとの連携を強化





里親制度の推進

社会的養護を要する児童の家庭養育のため、里親制度を推進する

◆ NPOとの協働による里親制度の推進

里親候補者のリクルートから子どもの養育の支援など、包括的な支援を民間団体に委託して実施 <2024年7月より、以下の内容を拡充>

- ・支援対象者を全ての養育里親、養子縁組里親に拡大
- ・未委託里親トレーニング事業の追加
- ・里親等委託児童自立支援事業の追加

◆ 里親をきめ細やかに支援する施策の実施(2022年度~)

- ・里親サポーター制度(育児・家事支援のヘルパー等を派遣)
- ・里親委託前養育等支援(マッチング期間中の生活費、研修参加交通費の助成)
- ・里子に起因する事故等に対応する賠償責任保険へ、市が一括加入

里親等委託率の推移

※各年度末数値

区分	2019	2020	2021	2022	2023
里親登録者数	86組	92組	98組	103組	109組
要保護児童数合計 a(b+c+d)	163人	168人	170人	188人	200人
里親委託児童数 b	42人	39人	42人	42人	42人
ファミリーホーム児童数 c	14人	23人	23人	23人	22人
児童養護施設・乳児院 d	107人	106人	105人	123人	136人
里親等委託率 (b+c)/a	34.4%	36.9%	38.2%	34.6%	32.0%

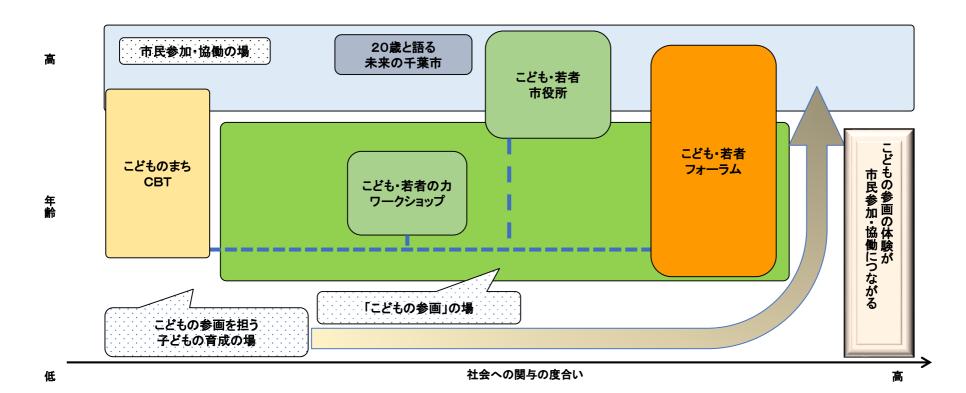
こどもの社会参画のさらなる促進

(仮称) 千葉市こども基本条例の制定に向けた取組み

- ◆2023年4月施行の「こども基本法」では、国及び地方公共団体はこども施策の策定等に当たってこども等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものと規定されている。
- ◆本市において、2025年4月施行を目途に制定に向けて取り組んでいる「(仮称)千葉市こども基本条例」でも、こどもの意見表明の機会の確保や社会参画の推進について規定することを検討している。

こどもの発達段階に応じたモデル事業の実施

幼少期から青年に至るまでのこどもの発達段階に応じ、社会への関与の度合いの異なるプログラムを 用意し、参加体験を通じて、市民参加・協働を担う自立した市民への成長を促す。



Ⅱ 教育施策の充実

課題

今まで以上に、価値観が多様で、変化が激しく、そして本格的なデジタル化が進むことが予測される 社会においても、子どもたち自らが柔軟に対応し、それぞれの未来に向けて個性を活かして羽ばたける よう、未来を切り拓く力を身につけることが必要。

方 針

新しい時代を生きる子どもたちが自分自身で未来を切り拓く資質を育成するため、市立学校において児童生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適な学びの実現を図るとともに、安全・安心な学校生活が送れるよう、学びの環境や支援体制の充実を図る。

施策

【教育・学習環境整備】【学校教育等の充実】

学習施設の整備や質の高い教職員の育成、専門スタッフの配置などにより、安全・安心で、時代に即した質の高い教育を受けられる環境を整備するとともに、様々な事情により十分な教育を受けられなかった方などへの学びの機会を提供する。

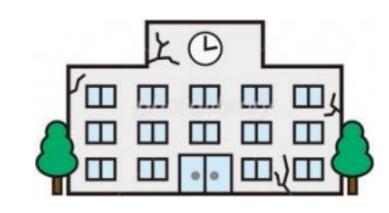
【いじめ・不登校等への取組み】

いじめの未然防止と早期発見・解消、不登校児童生徒への学習支援などにより、安心して充実した学校生活が送れるよう多様な教育的支援の充実を図る。

教育・学習環境整備

トイレの環境整備

トイレの洋式化や床のドライ化の改修(2024年度末の完了予定)



老朽化対策

本市の学校施設の約80%が築30年以上経過し、老朽化が進行。 大規模改造、外部改修、各種改修等。 (2016年度から、計画的な保全を開始)

避難所となる市立学校へのエアコン設置

普通教室、特別教室への整備は完了。 体育館へのエアコン整備に向けた実施設計

蓄電池とマンホールトイレの設置導入

- 〇避難所における停電時の電源確保のため、避難所運営に十分な 電源設備を備えていない避難所(51か所)に可搬型蓄電池を整備。
- ○避難所となる市立学校(166か所)にマンホールトイレを整備。
- ※今後は、県立高校等を順次整備予定



学校教育等の充実

小学校における専科指導のための非常勤講師の配置

常勤の専科指導教員との組み合わせにより、小学校高学年において一部教科担任制を導入し、 専門性の高い指導を実施するとともに、学級担任が児童と向き合う時間を確保するため、 専科非常勤講師の配置を進めていく。

【小学校における専科指導のための非常勤講師の配置】(5/1現在) 対象教科 音楽、図工、家庭、体育、外国語 (令和6年度 音楽22人 図工27人 家庭47人 体育5人 外国語15人) 合計116人

【専科指導教員(常勤)の配置】(5/1現在) (令和6年度 理科28人 算数7人 体育3人 外国語34人)合計72人

公立夜間中学の設置

義務教育を修了しないまま学齢期を経過した方や様々な事情により 十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方などの学び直しを 支援するため、令和5年4月1日に教育複合施設「まさご夢スクール」 内に、夜間中学**「千葉市立真砂中学校かがやき分校」**を設置。

令和5年度は38人の生徒を迎え、令和6年3月に6人の生徒が卒業



<開校式の様子>

いじめ・不登校等への取組み

ライトポートの支援体制強化

教育支援センター「ライトポート」において、小学生、中学生それぞれの教室、指導員を整備し、それぞれの発達段階に応じた活動を保障

通級生の悩み相談を受け、心の安定を図るためライトポートカウンセラーの配置 (令和6年度:LP花見川、LP稲毛 週7時間 年間49週)



<ライトポートでの栽培活動>

スクールカウンセラー活用

いじめや不登校などの悩みを解消するため、スクールカウンセラーの配置体制を充実 小学校への配置107校 高等学校への配置2校 特別支援学校への配置3校

家庭訪問カウンセラーの活用

重篤な引きこもり等の児童生徒を 支援するため、心理士資格を持った 家庭訪問カウンセラーの配置体制を充実

ステップルームティーチャー(SRT)活用

ステップルーム(教室以外の別室)に登校する児童生徒に対してステップルームティーチャー(専任の支援員)を配置 (令和6年度 小学校7校、中学校3校に1名ずつ配置)



<SRT活用の様子>

Ⅲ健康増進・福祉の充実

課題

- ◆ 人口減少や少子高齢化が進行する中において、誰もが健康で活躍できる 社会を構築することが重要。
- ◆福祉ニーズが多様化・複雑化している中、地域における支え合いの基盤が弱まってきている。人生における様々な困難に直面した場合、互いに支え合う社会としていくことが求められている。
- ◆生活の中のバリアを排除し、年齢や性別、障害の有無に関わらず、 誰もが自分らしく、いきいきと活躍できる社会を構築していくことが必要。

方 針

健康でいきいきと暮らす

ライフステージに応じた健康づくりを促進するとともに、いくつになってもいきいきと活躍できる社会を創るため、生きがいづくりや社会参加を促進し、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。



地域社会の支えあい

全ての市民が生きがいを共に創り、高め合うことができる社会を実現するため、地域の住民が支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる仕組みをつくります。



バリアフリーな社会

誰もが安心して自分らしく生活できる共生社会を実現するため、障害者の社会参加の促進や、障害のある子どもとその家族への支援の充実など、社会のバリアフリー化を推進します。



主体的な健康づくりについて

この差を 縮めたい 千葉市の 平均寿命 (2020年) 千葉市の 健康寿命※1 (2020年) 平均寿命と 健康寿命の 差

1. 41歳

3.32歳

健やか未来都市 ちばプラン 最終評価報告書 (2023年)より

課題

※1 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと

平均寿命と健康寿命の差が大きい (=不健康期間が長い)

男性

女性



81.45歳 80.04歳

88.10歳 84.78歳

個人の生活の質の低下

医療費・介護給付費等の社会保障負担の増加

健やかで心豊かに生きるために、**主体的に健康づくりに取り組む**ことが重要!

健やか未来都市ちばプラン(第3次健康増進計画)※っにおける主な取組

1

禁煙

2

減塩

3

運動と 食生活 4

社会的なつながり

5

歯と口腔の健康

※2 健康増進法第8条に規定する市町村健康増進計画 (計画期間:2024年度~2035年度)
2024年9月策定・公表予定

健やか未来都市ちばプランの主な取組み

禁煙 たばこをやめたいあなたを応援

○禁煙外来治療費助成(要事前登録)

保険が適用される禁煙外来治療費の一部(上限1万円)を助成

○禁煙サポート

たばこの依存度を確認、効果的な禁煙方法を提案し、3か月にわたって面接や電話でサポート

健康日本21(第2次)最終評価報告書(令和4年)

吸いたくない人が吸わない環境づくり

健康増進法に加え、千葉市では**独自の規制**を設けており、既存の小規模飲食店であっても従業員がいる場合は 喫煙不可としている

減塩 減塩で高血圧予防へ

食塩のとり過ぎを認識して、できるだけ食塩摂取量を減らす民間企業と協働で減塩レシピの作成や啓発イベントを実施

女性6.5g

【活動名】

ちばしお、減らしお、ヘルシーライフ♪

食塩摂取量1日平均千葉市民
(20歳以上)11.1 g
(20歳以上)目標量(日本人の男性7.5 g

食事摂取基準)

できるだけこの 値に近づける





・運動と食生活

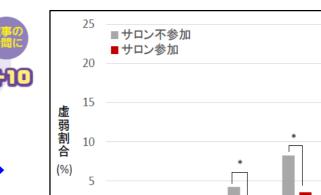
ウオーキングを推進 1日6,000歩以上の身体活動が健康を維持増進。達成者にちばシティポイント付与。 運動習慣獲得を推進 運動を始める機会となる運動啓発イベントや教室を開催。今より10分多く身体を動かす。

よい歯の日

食育の推進:食育のつどい、食育推進員の活動支援を実施。

ちばし食育レシピ作成・周知。

規則正しくバランスの良い食生活について啓発。



65-69歳 70-74歳 75-79歳 80-84歳 85歳以上 (n=6123) (n=5143) (n=4146) (n=2356) (n=1089)

・社会的なつながり

サロン等の地域の活動に参加していない方の方が、虚弱割合が高い **一 千葉市生涯現役応援センター**などを活用して、積極的に趣味や ボランティア活動への参加を促す。

・歯と口腔の健康

口腔保健支援センターを設置(令和6年4月18日)

- ①口腔の健康の大切さの広報啓発活動を強化
- ②企業で社員向けにセミナーや口腔ケア指導を実施し、 歯周病予防を強化
- ③口腔機能健診の受診勧奨を行い、オーラルフレイルを 早期発見
- ④市歯科医師会・(株)ロッテと連携協定を締結し、 ガムを使用したオーラルフレイル予防を実践

令和4年度 進行した歯周炎を有する者*の割合



*: Probing Pocket Depth (歯周ポケットの深さ)が、「4~5 mmに達する者」と「6mmを超える者」を合わせたもの R.4年度千葉市歯周病検診結果から作成

24

フレイル予防

フレイルとは

年を取って疲れやすくなった、食欲が減った、一日中家にいる、など、加齢により心と身体の活力が弱まった 状態がフレイル。

健康な状態と日常生活で介護が必要な状態の中間を意味し、加齢により生じやすい衰え全般を指す。



対策すれば、健康な状態に戻れる

フレイルの3つの原因

身体の虚弱

- ·運動器障害
- ·低栄養状態

心・認知の虚弱

社会性の虚弱

・うつ・認知機能低下

・閉じこもり・孤独

1 健康に暮らせる環境づくり (1)ライフステージに応じた健康づくり

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

各区保健福祉センター健康課に配置した医療専門職が、健診の結果等から把握した、フレイルが疑われる75歳以上の後期高齢者に対して、個別支援を行う。

また、地域の通いの場に出向き、フレイルに関する健康教育を行うとともに、参加者の健康状態の把握や健康相談を行う。また、一体的な実施で把握したフレイル状態の高齢者に対し、リハビリテーション専門職が関わり、身体状態と生活機能の改善を図る事業を実施する。

各区保健福祉センター健康課 保健師・管理栄養士・歯科衛生士・看護師

通いの場・イベント等

健康教育

参加者の 状態把握

健康相談

フレイルが疑われる方への個別支援

低栄養

口腔機能 低下 運動機能 低下

フレイル改善(令和6年度当初はモデル実施)

フレイル状態の方で、特に運動機能の低下が見られる方に対し、リハビリテーション専門職が 週に1回自宅に訪問し、身体・生活機能の回復に向けた、身体の状態に合わせたアドバイス を行います。

支援期間:3か月~6か月

がん患者支援

がん患者アピアランスケア支援事業

く対象>

令和5年10月拡充

がん治療に伴うアピアランス(外見)の変化に対処 する目的で令和5年4月以降購入した以下の補整具 等の費用の一部を助成

- ①ウィッグ(毛付き帽子含む)及び 頭皮保護ネット
- ②胸部補整具(補整下着・補整パッド)
- ③エピテーゼ (人工の乳房・乳頭・鼻・耳・指など)

<助成額>

購入金額または以下の上限額のうちいずれか低い金額

- ① ウィッグ等 5万円
- ②胸部補整具 2万円
- ③エピテーゼ 5万円
 - ※購入後、1年以内に申請して下さい。

若年がん患者の在宅療養生活支援事業

く対象>

40歳未満の回復見込みのないがん患者の方が利用する以下のサービス

- ①訪問介護
- ②訪問入浴介護
- ③福祉用具の貸与・購入

<助成額>

サービス利用料の9/10 (上限5万4千円/月) ※事前の利用申請が必要

千葉市 がん患者 支援

検索



1 健康でいきいきと暮らす (2) 生きがいづくりと社会参加

生涯現役応援センター

シニアに適した就労、ボランティア、生涯学習、地域活動などの情報提供や仲介をすることにより、生涯現役で活躍して頂くためのお手伝いをする。



シルバー人材センター

シニアのライフスタイルに合わせた、短時間で軽易なお仕事を会員へ提供している。「健康のために働きたい、地域の中で役に立ちたい、ちょっとした収入を得たい」など様々な目的でご活用いただいている。



1 健康でいきいきと暮らす (2) 生きがいづくりと社会参加

いきいきプラザ・センター

シニアの趣味活動などの場として、市内にいきいきプラザ・センターを15施設設置している。

事業	内容
生活•健康相談	施設の職員や看護師などが相談を受け付ける。
講座	体操、ボッチャ、水彩画、陶芸、脳トレなどの講座 スマートフォン、パソコンなどのデジタル機器の講座
同好会活動	カラオケ、パソコン、ヨーガなどのサークル活動
世代間交流	書初め教室、陶芸教室、昔遊びなど小中学生と合同の活動

高齢者 e スポーツの普及

シニアの健康づくりにeスポーツが効果があるとされ、注目が集まっており、プラザ・センターではeスポーツの普及にも取り組んでいる。 今年度からねんりんピックの正式種目になっている。

- ●体験会 ●各種講座 ●出張教室 ●各区対抗戦
- ●世代間交流会 ●集いの場 ●同好会活動の支援
- eスポーツ活動支援者の育成



体験会の様子

1 健康でいきいきと暮らす

(3) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

あんしんケアセンター

28センター+4出張所

高齢者の身近な相談窓口として、主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門職が、関係機関等と連携し、多様化するニーズに対応

- ①介護、福祉、保健、医療などに関する相談支援
- ②要支援 1・2の介護予防ケアプランの作成
- ③成年後見制度利用支援、高齢者虐待の防止・早期発見、悪質商法や消費者被害の防止
- ④関係機関とのネットワークの構築、地域の介護支援専門員の支援ほか



障害者基幹相談支援センター

6センター(各区1センター)

障害児・者とその家族の身近な相談窓口として、主任相談支援専門員・社会福祉士等の専門職が、関係機関等と連携し、多様化するニーズに対応

- ①障害児・者とその家族に対する相談支援
- ②地域の相談支援体制の強化、地域移行・地域定着の促進
- ③権利擁護、虐待の防止
- ④地域自立支援協議会の運営(地域の支援体制強化についての協議)ほか

1 健康に暮らせる環境づくり (3)住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

福祉まるごとサポートセンター(福まる) 令和5年10月開設

- 1. 分野・対象者の年齢・相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止め、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートをする。
- 2. 区役所や専門の相談窓口に、複数の専門分野にまたがる相談をいただいた場合でも、必要に応じて福祉まるごとサポートセンターが各専門機関とのコーディネート(調整)を行う。
- 3. 社会から孤立するなど必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、本人との信頼関係の構築に向けた家庭訪問等を行う。(令和6年4月から開始)



【開所時間】

月~土曜日 8:30~17:30 (祝·休日、年末年始を除く)

【場所】

中央コミュニティセンター8階

【相談方法】

電話、FAX、メール、来所

TEL: 245-5782 FAX: 245-5824

Eメール:

fukumaru-sc@city.chiba.lg.jp

※本人だけでなく、家族や周りの方から の相談もお受けする

1 健康でいきいきと暮らす (3)住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

認知症サポーターの養成

認知症に関する正しい理解を持つ「認知症サポーター」を養成し、認知症の人が安心して暮らせる地域づくりを推進。

認知症サポーター養成者数 96,503 人 (2024年3月末時点)

認知症カフェ

認知症の人とその家族、地域にお住いの方や専門職など誰もが気軽に安心して立ち寄ることができる集いの場。

認知症カフェ設置数 46 か所 (2024年3月末時点)

認知症の早期発見・早期対応

もの忘れチェック事業

医療機関との連携により、健康診査等受診者のうち認知症のリスクが疑われる方に対する簡易検査を2023年 10月から実施。

対象者数 **2,489** 人 (2024年3月末時点)

認知症初期集中支援チーム

看護師や作業療法士等からなる専門職の支援チームが、あんしんケアセンター等と連携し、自宅訪問等により、 ご本人の価値観や生活状況の把握、身体面のケアを行い、医療や介護サービスの利用につなげるなど、住み 慣れた地域で暮らし続けるためのきめ細かな支援を推進。



<認知症サポーターカード>



<認知症カフェの様子>

1 健康でいきいきと暮らす(3)住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり

高齢者の日常生活を支えるサービス提供の基盤整備

- 1 施設整備
- 特別養護老人ホームの入所待機者を解消するために、施設整備等の費用の一部を助成することで 同施設の整備を促進する。
- 地域包括ケアシステムを強化する上で重要なサービスの1つである(看護)小規模多機能型居宅 介護事業所及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備するために、施設等の費用の一部を 助成する。
- 2 サービスを支える介護人材の確保
- だれもが働きやすい介護現場の実現に向け、介護ロボット・ICTの活用による 現場の負担軽減、職員の資質向上や多様な人材の確保・育成に向けた支援など、 介護の仕事の魅力向上に努めるほか、処遇改善加算の取得支援など魅力ある 介護事業所の育成支援を行う。



- 3 その他の事業所支援
- 非常用自家発電設備の整備助成、高額で普及が進んでいない階段昇降機の導入支援などを行う。

家族介護者への支援

 在宅で高齢者等を介護する者等に、介護に関する知識・技術を習得する機会を提供することにより、 介護者の負担軽減を図る(訪問レッスンや家族介護者研修の実施、介護に関する相談窓口である 「千葉市家族介護者支援センター」の運営)。

1 健康でいきいきと暮らす (3) 住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり⑤

新病院

- ①胎児から高齢者まで切れ目のない医療の提供
- ②救急医療の強化
- ③災害医療の強化
- ④がん診療体制の強化
- ⑤感染対策の強化





外観イメージ(花見川通り側)



内観イメージ(総合受付)

1 健康でいきいきと暮らす(3)住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくり⑥

終活対策

エンディングサポート(終活支援)

人生の最後を安心して迎えるために、 自分の最後をどのように過ごしたいかを一人ひとりが考え、 それを伝えられるようエンディングサポート事業を開始。

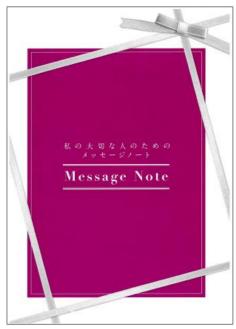
- ① 民間企業との協働
- ② あんしんケアセンターによる総合相談の強化
- ③ 終活に関する講演会の実施
- ※ エンディングノート(終末期をどう過ごすか自分の思いを記す)は、 地域包括ケア推進課とあんしんケアセンターで配布

おくやみコーナー

ご遺族の負担軽減を図るため「おくやみコーナー」を各区役所に設置し、 必要な手続きを案内するほか、申請書の代行作成等の支援や 書類の受理をワンストップで行う。

千葉市平和公園合葬式樹木葬墓地

墓地をめぐる社会状況やニーズの変化に対応し、 「墓地を承継する者がいない」「子どもへの承継を希望しない」 「将来的な不安がある」など、墓地を承継していくことが困難で ある方の選択肢のひとつとして、平和公園に新たに整備。



<エンディングノート>



<樹木葬墓地>

2 支え合いの地域づくり

地域団体との連携

コミュニティーソーシャルワーカーや生活支援コーディネーター等が地域団体や事業者等の多様な主体と連携し、 持続可能な地域づくりに向けて支援を行う。また社協地区部会の活動に対する助成など、地域団体が活動し やすい環境づくりを行う。

見守り活動への支援

- 孤独死防止通報制度
- 地域見守り活動支援補助金
- 高齢者緊急通報システム整備事業

その他生活上の支援

- 高齢者等ごみ出し支援
- 地域支え合い型訪問支援・通所支援



3 バリアフリーな社会の推進

親なき後の支援体制

地域生活の受け皿であるグループホームを支援するため、運営費の補助を行う。また、成年後見制度の利用促進や、基幹相談支援センターをはじめとした相談支援を実施する。

発達障害児者への支援

こども(未就学児)の発達に不安を抱える保護者が気軽に相談できる専門的な窓口として、こども発達相談室【次ページのイメージ図参照】を令和6年11月 (予定)に開設するとともに、発達障害の理解促進のため、啓発資料を作成する。



重度の障害のある人たちへの支援

喀痰吸引等を行えるヘルパーを増やすため、ヘルパー等が研修を受ける費用を助成する。 また、令和 5 年度には、重度の障害者向けのグループホーム整備への支援を実施した。

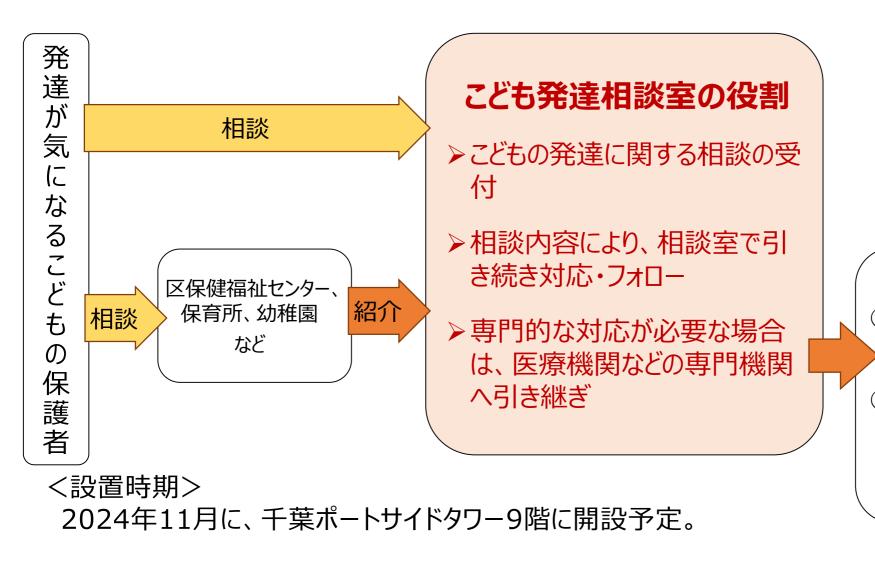
障害者への就労支援

障害者の企業での一般就労の支援及び企業における障害者雇用の促進を目的に、障害者職場実習事業 (一般就労を希望する障害者に対する企業での職場実習)を実施する。

また、重度障害者等が就労するにあたり、通勤や職場などで身体介護サービスを利用する際の支援を実施する。

3 バリアフリーな社会の推進

- ・こども(就学前児)の発達について、気軽に相談できる窓口を設置する。
- ・早期の適切な支援につなげる。



専門機関

- ①医療機関
 - •病院、診療所
 - •療育相談所
- ②療育機関
 - ・児童発達支援
 - •障害児相談支援